

総務大臣要請

携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等の要請内容の概要
(平成20年4月25日)

2008年4月30日



Content Evaluation and Monitoring Association

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等の 要請内容の概要（平成20年4月25日）

1. 昨年の総務大臣要請を受けたフィルタリングサービスの導入促進

(1) 「特定分類アクセス制限方式（ブラックリスト方式）」の改善

「特定分類アクセス制限方式」について、18歳未満の既存契約者へのフィルタリング適用までに、モバイルコンテンツに関する第三者機関の取組が反映されるよう、早期に協議・対応し、利用者に十分な周知を行うこと

(2) 親権者の申告等がない場合に設定するフィルタリングサービス

親権者の申告等がない場合に設定するフィルタリングサービスは、「特定分類アクセス制限方式」とすること

※今後、18歳未満の既存契約者に対応する際、親権者からフィルタリングサービスの利用について不要との申告がない場合を想定

(3) フィルタリングサービス解除時の親権者の確実な意思確認

2. 利用者の選択肢を増やすサービス提供の検討等

利用者において設定可能なサービスなど利用者の選択肢を増やすサービスの提供の早期検討及び実施時期等の周知

携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等の要請について（平成20年4月25日）

平成20年4月25日の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会中間取りまとめ」に示された方向性を踏まえ、より実効性あるフィルタリングサービスの導入促進を実現するため、携帯電話事業者等に以下の取組を要請しました。

フィルタリングの課題

■ 閲覧が制限される情報の範囲が広範

■ アクセスしたい情報の範囲が選択できない

■ 保護者等へのサービスの説明、意思確認の徹底

今回の主な要請内容

◆ 18歳未満の既存契約者へのフィルタリング適用までに、第三者機関の取組を「特定分類アクセス制限方式」に反映

◆ 親権者から申告等がない場合に設定するフィルタリングを「特定分類アクセス制限方式」に

◆ 利用者の選択肢を増やすサービスの早期提供

◆ 解除時の親権者の意思確認の確実な実施

(参考)携帯電話事業者等に対するフィルタリング導入促進の新たな要請(平成19年12月10日)

平成18年11月の総務大臣からの携帯電話事業者等への要請内容に加え、青少年を有害情報から守るという観点から、携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの一層の導入促進に向けた取組を、健全なコンテンツビジネスの展開の妨げとならないよう配慮しつつ、強化するよう要請。

平成18年の要請内容

新規契約者に対する取組

既存契約者に対する取組

取組の評価

親権者への意思確認

メール・請求書同封物による働きかけ

認知率に基づき自己評価

平成19年の要請内容

フィルタリングの利用を原則とした形での未成年者の親権者の意思確認の実施

- ・すべての青少年(18歳未満)の既存契約者に関し、フィルタリングの利用を原則とした形で意思確認を実施
- ・青少年(18歳未満)の利用者に関し、親権者である既存契約者に対して、フィルタリング利用の意思確認を実施

利用者数について、業界として定期的に公表

※その他、周知・啓発活動(新聞広告、ロゴマーク、e-ネットキャラバンなど)について、従来の取組を強化